

資料

- 01 計画の変遷
- 02 計画策定の検討経過
- 03 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況
- 04 素案に対するパブリックコメントの実施結果
- 05 主な関連計画等の概要
- 06 用語説明

1 環境管理計画

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
1986年3月 策定	産業型公害に加えて、都市・生活型公害(生活系排水による河川・海域の汚濁等)や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するために策定
1996年9月 策定 【2010年度まで】	1995年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、これに基づき新たに策定 - 地球環境保全の対策などを追加
2004年3月 改訂 【2010年度まで】	京都議定書の採択、地球温暖化対策関連法、循環型社会関連法などの整備等に対応するために改訂
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	- 総合的・横断的に施策を進めるため、環境側面の基本施策(地球温暖化対策、生物多様性など)に加えて、「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の総合的な視点による基本政策から施策体系を構築 - 短期的な目標を設定し、具体的な取組の進捗を管理
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	- 東日本大震災を契機に、「自然と人との共生を目指す」などの基本的な考え方を位置づけ - 環境行政における防災の視点を追加
2018年11月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】	- 環境分野の総合計画として、中長期的な目標や方針を示すことに特化 - 基軸である地球温暖化対策、生物多様性保全を総合的に推進 - 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み - SDGsの考え方の活用
2026年7月 策定 【2040年度まで】	- 基本的な理念や方向性を示すことに特化 - 行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザイン(市民目線で伝わる表現に。ボリュームを減らし、重要な部分をわかりやすく。) - 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み(継続)

2 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	- 生物多様性基本法に基づく、生物多様性地域戦略として「生物多様性横浜行動計画」を策定 「2025年の将来像」を掲げ、それを実現するための「重点施策」と「2013年までの具体的取組と目標」を定める
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	- 具体的な取組と目標が、計画期間の満了を迎えたため改定 「生物多様性の主流化」の推進を、計画策定の意義に反映する等に対応
2018年11月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】	環境管理計画に組み込み、生物多様性の取組を総合的・横断的に推進
2026年7月 策定 【2040年度まで】	- 引き続き、環境管理計画に組み込み - 新たな世界目標(昆明・モントリオール生物多様性枠組)への対応

3 環境教育等促進法に基づく行動計画(旧法に基づく方針、計画含む)

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2005年2月 策定 (環境教育基本方針)	- 環境保全活動・環境教育推進法に基づく方針として策定 - 横浜にふさわしい環境教育のあり方を示すとともに、様々な主体の協働によって環境教育等を進めていくために各主体の役割や必要な取組等を定める
2006年3月 策定 (環境教育アクションプラン) 【事業期間:2010年3月まで】	- 環境保全活動・環境教育推進法に基づく計画として策定 - 環境教育基本方針を具体化するプランとして策定
2018年11月 【中長期的な目標:2025年度まで】	主体的に行動する人を増やすため、環境教育・学習を全ての環境施策に通じる土台として、環境管理計画の基本施策の1つ(基本施策7)として新たに位置付け(基本施策7を環境教育等促進法に基づく行動計画と位置付け。同時に「環境教育基本方針」を廃止)
2026年7月 【2040年度まで】	- 引き続き、環境管理計画に組み込み - 国の方針(2024年5月改定)に対応(体験活動、対話と協働、ICTの活用など)

02 計画策定の検討経過

年月日	項目	内容
2022年 11月1日	第30回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画2021年度の進捗状況と次期計画の策定について(報告)
2023年 3月29日	第31回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画の策定について(諮問)
2023年 11月24日	第32回 横浜市環境創造審議会	横浜市環境管理計画の策定について(答申案)
2024年 1月19日	横浜市 環境創造審議会からの答申	横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点について(答申)
2024年 2月	小学校での ディスカッションの実施	横浜の環境について ※市内小学校3校で実施
2026年 3月11日～ 同年4月9日	素案の公表及び パブリックコメントの実施	- 素案の公表 - 横浜市環境管理計画(素案)についての意見募集
2026年 6月	原案の公表	原案の公表
2026年 7月	策定・公表	策定・公表

03 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況

環境創造審議会からの答申内容等と本計画への反映状況は次のとおりです。

1 横浜市環境創造審議会からの答申

答申	本計画
ア 環境行政の総合的な推進のための計画のあり方 新たな計画は、①個別事業間の組合せによるシナジー効果の発現のため、コーディネートする役割を強化、②複雑化する環境課題解決に向け、新たな潮流を取り込んだ総合的な視点で策定、③社会・経済・まちづくりなどの行政全体の政策にも環境の視点を浸透させるための指針となるよう策定	- 基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組(目標・施策等)については、個別計画で推進 - 世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」とそれを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿を描き、それを実現するための4つの方針を設定し、各方針が相互に関連し合っていることを前提に取組を推進(第4章2)
イ 計画のわかりやすさ 環境課題を「自分ごと化」し、市民・企業・行政それぞれが主体的に行動し、ともに手を携えて取り組むことが一層、重要。そのため、横浜市としても、それを実現するために、新たな計画では伝わりやすさを追求するとともに、「自分ごと化」につなげるための工夫が必要	- ボリュームを減らし、イラストを多用してわかりやすい表現で記載するなど、行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザインで作成(計画全体) - 特に計画の導入として「環境を大切にしたい未来」と「環境を大切にしない未来」をイラストで記載するとともに、目指す姿を構成する暮らしのイメージを具体的に記載するなど、自分ごと化に繋がる工夫を実施(第1章、第3章)
ウ 横浜らしさの重要性 環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現	3者(市民、企業、行政)での課題解決事例や都市自然が本市の宝であることなどを記載するとともに、横浜の現状と課題をデータや写真等を用いて記載(メッセージ、第2章、第4章) - 上記を生かした政策の設定(第4章政策1-1～4-2)

2 横浜の環境に対する子どもたちの意見

意見	本計画
身近な環境(自然、ごみ)改善を しっかりやっていきたい。	身近な環境(自然、ごみ)改善に取り組む未来にしていこうことを踏まえ、目指す姿を設定(第3章)
地域の人の意識を変えていきたい。	方針の1つに「人づくり」を設定するとともに、他の方針でも行動変容を促進(第4章)

04 素案に対するパブリックコメントの実施結果

本計画策定にあたり、2026年3月10日に素案を公表し、2026年3月11日から2026年4月9日までパブリックコメントを実施しました。実施結果は次のとおりです。

1 実施概要

意見募集期間	2026年3月11日(水)から2026年4月9日(木)まで
意見提出方法	電子申請、メール、郵送、持参、FAX
素案の公表場所	市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、みどり環境局戦略企画課、横浜国立図書館及びホームページ

2 実施結果

受付数	111通／意見数145件		
意見提出方法	電子申請101通、メール9通、郵送1通		
章ごとの意見数	計画全般		34件
	第1章 未来の横浜の環境は		3件
	第2章 地球環境の危機		1件
	第3章「横浜の環境」の目指す姿		5件
	第4章 目指す姿の実現に向けた方針	方針1 気候変動への対応	16件
		方針2 自然資本の保全・活用	22件
		方針3 循環経済への移行	9件
		方針4 人づくり	9件
		第4章全般	3件
	第5章 横浜市環境管理計画について		0件
	その他		43件
	計		145件

3 提出された意見の分類と計画への反映状況

①意見の趣旨を反映するもの	34件(23%)
②素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	7件(5%)
③個別事業に対する意見等で参考にするもの	61件(42%)
④その他、本計画との関連が見られないものや質問等	43件(30%)

05 主な関連計画等の概要

1 環境分野の主な個別計画等

横浜市地球温暖化対策実行計画〔2023年1月改定〕	方針1、4
市内全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定める計画。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例第7条に基づく「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年温室効果ガス排出実質ゼロ	

横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)〔2023年1月改定〕	方針1、4
横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたもの。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度に温室効果ガス排出量50%削減(2013年度比)	

横浜港港湾脱炭素化推進計画〔2025年3月策定〕	方針1
官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画。港湾法第50条の2第1項の規定に基づく「港湾脱炭素化推進計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年度に横浜市臨海部からの温室効果ガス排出量実質ゼロ	

横浜市生活環境保全推進プラン〔2026年8月策定予定〕	方針2、4
2040年に向けた生活環境分野の目指す姿や環境目標等を定め、横浜市が実施する具体的な取組を体系的にまとめたプラン。	
〈主な指標・目標など〉将来にわたり、安全・安心で快適な生活環境の創出	

横浜市水と緑の基本計画〔2016年6月改定〕	方針2、4
横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画。都市緑地法第4条に基づく「基本計画」。	
〈主な指標・目標など〉水緑率35%をさらに向上	

横浜みどりアップ計画〔2024年2月策定〕	方針2、4
緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持(樹林地の指定を5か年で180ha指定)	

横浜都市農業推進プラン〔2024年3月策定〕	方針2、4
横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめた計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉活力ある都市農業の展開及び農のある豊かな暮らしの実現	

横浜市下水道事業中期経営計画〔2026年6月策定〕	方針2
下水道事業の経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げた中期的な計画。	
〈主な指標・目標など〉環境と共生した豊かなくらし	

横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針〔令和8年3月策定〕	方針2
市民共有の財産である河川水辺環境について、横浜市におけるこれまでの取組を体系的に整理するとともに、目指すべき方向性を定め、その達成に向けた具体的な取組を定めたもの。	
〈主な指標・目標など〉「快適」、「オープン」、「ネイチャーポジティブ」を基本方針とする河川水辺環境の保全・創出	

横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ プラ ^{ごみ} 5.3計画)〔2024年1月策定〕	方針3、4
市域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減(2022年度比)	

横浜市 SDGs未来都市計画〔2026年2月改定〕	方針1～4
SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた具体的な取り組みをまとめた計画。2018年6月に国から「SDGs未来都市」に選定されたことを受け策定。	
〈主な指標・目標など〉あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市の実現	

2 その他の主な計画等

横浜市中期計画2026～2029〔2026年6月策定〕
現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組むための基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画。

都市計画マスタープラン〔2025年7月〕
「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたもの(市民や企業などのまちづくりへの意欲的な参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール)。都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。

横浜市都市交通計画〔2018年10月改定〕
市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すため、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画。

横浜市自転車活用推進計画〔2019年3月〕
環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な乗り物である自転車の活用を推進する計画。自転車活用推進法第11条に基づく「市町村自転車活用推進計画」。

横浜港港湾計画〔2014年12月改訂〕
横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法第3条の3に基づいて定める基本的な計画。

横浜市観光・MICE戦略〔2023年12月策定〕
事業者や市民の皆様とともにオール横浜で持続可能な観光・MICEを推進するため、2030年を見据えた取組の方向性を示した戦略。

第5期横浜市教育振興基本計画〔2026年3月策定〕
2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018年策定)のアクションプラン。教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けている。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／ 横浜市こども計画(こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン)〔2025年3月策定〕
こども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めた、こども・子育て支援分野の総合計画。子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」。こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「市町村こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」としても位置付けている。

0 ～ 9、A ～ Z

30by30

2022年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲットの1つであり、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。

3R

ごみを減らし、資源循環を進める考え方で、①Reduce(発生抑制)②Reuse(再使用)③Recycle(再生利用)の三つを指す。

CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization)

工場や施設などから発生する排ガスに含まれる二酸化炭素(CO₂)を分離・回収し、燃料や化学品などに有効利用する技術。

COP(締約国会議:Conference of the Parties)

多くの国際条約において、締約国が参加する最高決定機関として設置されている会議。

環境分野では、国連気候変動枠組条約に基づくCOP(気候変動COP)や、生物多様性条約に基づくCOP(生物多様性COP)などがある。気候変動COPは原則として毎年、生物多様性COPはおおむね2年に1回開催されている。

IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル: Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された政府間機関。

NbS(自然を活用した解決策: Nature-based solutions)

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

Renewable

製品製造時に環境負荷が大きいプラスチック素材からバイオマス素材に替えるなど、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること。

SDGs(Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs未来都市

SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けて、経済・社会・環境の三側面を統合的に推進する自治体として選定された都市。2018年の制度開始以降、2025年度末時点で215都市(216自治体)が選定されている。

WELL-BEING

幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

あ

愛護会

公園、樹林地、河川・水辺施設など多くの施設で組織されているボランティア団体。清掃活動などの維持管理活動をはじめとする、環境に関する活動に取り組んでいる。

ウェルカムセンター

横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは5館(横浜自然観察の森 自然観察センター、新治里山公園にはる里山交流センター、舞岡ふるさと村 虹の家、寺家ふるさと村 四季の家、環境活動支援センター 交流スペース)。

エコデザイン規則

製品がどのように作られるべきかという要件や製品の環境的持続可能性に関する情報を提供するための要件等を設定する枠組み。

エコラベル

環境への負荷が少ない、または持続可能性に配慮して生産された製品(木材、海産物、日用品など)に付けられる認証マークの総称。例として、エコマークやFSC認証、MSC「海のエコラベル」などが挙げられる。

エシカル消費

「倫理的消費」ともいわれ、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。

産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

か

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡(ニュートラル:中立)させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンニュートラルポート

港湾施設の脱炭素化や港湾機能の高度化を推進するとともに、港湾・臨海部における産業のエネルギー転換に必要な水素・アンモニア等の受入・供給環境を整備し、港湾及び産業の競争力強化と脱炭素社会の実現を目指すもの。

外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。国外だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたものも含む。

風の道

ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった熱を逃がすことができるという考え方。

環境アセスメント(環境影響評価)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が定められている。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境配慮型経営

事業活動に伴う資源・エネルギー消費及び環境負荷を製品ライフサイクル全体で低減し、環境配慮製品・サービスの提供やグリーン調達を通じて持続可能な消費と生産を促進する経営のこと。

環境未来都市

環境・超高齢化・経済の3つの課題を同時に解決する持続可能な都市・地域モデルとして選定された自治体。2011年に11都市・地域が選定された。

環境モデル都市

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、先進的な環境対策に総合的に取り組む都市として、日本政府(内閣府など)から選定された自治体のこと。2008年から2014年に23都市が選定された。

クールシェアスポット

冷房設備等を有し、開館(営業)時間中に一部をご利用いただける施設等において、椅子やベンチ等の既存設備を活用するなどして、市民の皆様をはじめとする方々が外出時に一時休憩することができる場所のこと。

グラスゴー気候合意

2021年のCOP26で採択された合意。

2015年に採択された「パリ協定」に基づき、世界中での温室効果ガスの排出の削減、気候変動の影響にどう対応していくか(適応)、開発途上国の気候変動対策を支援するためのお金(資金)、などの重要な論点がまとめられた。特に重要なメッセージとして、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)と、その重要な経過点となる2030年に向けて、野

心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャー(Green Infrastructure)の略称。

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、気温上昇の抑制など多様な機能を有している。

グリーンシティ

国際園芸家協会(AIPH)が提唱する、緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市。

グリーンメタノール

化石燃料を使わずに製造されるメタノールのこと。生物の残りかすや木のチップ等のバイオマスを高温で反応させて製造された「バイオメタノール」や(再生可能エネルギー由来の)水素(H₂)と二酸化炭素(CO₂)を合成ガスとして反応させて製造された「e-メタノール」が分類される。

健全な水循環

人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

公害

人の事業や生活などに伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。

環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されている。この7つの公害を通常「典型7公害」という。

公害防止協定(横浜方式)

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、横浜市と事業者との合意により締結した協定のこと。

事業者との連携を推進することにより、環境の保全

に関する施策の実効性を確保している。

光化学オキシダント

「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称。工場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする大気中の汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

さ

サーキュラーエコノミー

従来の「資源採取→生産→消費→廃棄」という直線的な経済(リニアエコノミー)に対して、シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル。

サーキュラー産業

回収した資源の新たな原材料へのリサイクルなど、循環経済を推進する産業や事業。

シェアリングエコノミー

個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源(モノ、場所、技能、資金など)を貸し出し、利用者と共有(シェア)する新たな経済の動きのこと。

次世代エネルギー

化石燃料に依存しない持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の低減やエネルギーの安定供給に資する新たなエネルギー源やエネルギー技術の総称。

水素・アンモニア・e-メタンなどの新たな燃料や、再生可能エネルギーの拡大につながる浮体式洋上風力やペロブスカイト太陽電池などが代表例。

次世代自動車

走行時に大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

具体的には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車。

次世代燃料

温室効果ガス排出を大幅に削減することを目的と

して化石燃料に代わるエネルギーとして導入が進められている燃料。

水素、アンモニア、合成メタン、液体合成燃料(e-fuel)、グリーンメタノール、バイオ燃料などが含まれる。

市民の森

土地所有者の協力により、一般に公開をしている横浜市独自の緑地を保存する制度。

住宅ストック

地域内に現存する住宅の総称。

循環経済工程表

カーボンニュートラルの実現に向けて、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表。2022年9月に環境省が策定。

循環経済パートナーシップ

国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的として設立されたパートナーシップ。行政、企業、団体、研究機関等により構成される。

水平リサイクル

回収された製品や素材を、同等レベルの製品や素材の原料として再利用し、新しい製品を製造すること。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、捕食・被食の関係をはじめとする食物連鎖を通じて相互に関係し合い、自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

た

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素経営

気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる。

デジタルプロダクトパスポート

製品に関する情報（原材料、製造方法、環境負荷、修理・再利用・リサイクルに関する情報等）を、デジタルデータとして一元的に管理・提供する仕組み。

製品のライフサイクル全体にわたる情報の可視化を通じて、資源循環の促進や環境負荷の低減、サプライチェーンの透明性向上を目的とする取組として、国際的に導入が検討・推進されている。

な

ネイチャーポジティブ

2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における2030年ミッションであり、従来の生物多様性の損失を止めるという視点から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせること。

ネイチャーポジティブ経済

生物多様性の損失を止め、2030年までに自然を回復軌道に乗せる、「ネイチャーポジティブ」を目指す経済のあり方。

個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、

環境負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした自然への配慮や評価が経済に組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の好循環を生み出すことで、持続可能な社会と成長を目指す経済のことを意味している。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されるもの。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

は

バイオマス

動植物由来の有機物資源のうち、エネルギーや製品の原料として利用可能な再生可能な資源。

木材、食品廃棄物、下水汚泥などが含まれ、これらを燃料や電力、熱、バイオガス等として利用することで、廃棄物の有効活用や温室効果ガス排出削減に寄与するものとされている。

ハザードマップ

被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図。災害種別ごとに作成されており、横浜市では、洪水・内水・高潮等について作成している。

パリ協定

2015（平成27）年にパリで開催されたCOP21で採択され、2016（平成28）年に発効した協定。京都議定書に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて全ての国が参加する公平な合意。

ボトルtoボトル

ペットボトルのリサイクル手法の一つで、回収したペットボトルから新しいペットボトルを製造する方法。

新たに石油からペットボトルを製造する方法と比較して、二酸化炭素排出量が約60%削減されている。

ま

メタネーション

二酸化炭素と水素を反応させ、都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術。再生可能エネルギー由来の水素と、発電所や工場などから回収した二酸化炭素を用いて製造される合成メタン（e-メタン）は、カーボンニュートラルな都市ガスとして、既存の都市ガスインフラや設備を活用して供給することができる。

や

谷戸

丘陵台地が雨水や湧水等により浸食されて形成された谷状の地形。三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

ら

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、およその緑の量が把握できる。